

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成26 年 6 月 30 日	
都道府県知事 (市長) 兵庫県知事 殿	
提出者	
住 所 姫路市 岡田723番地1	
氏 名 セキスイハイム山陽株式会社	
代表取締役 田中 正宏	
電話番号 079-299-6664	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セキスイハイム山陽株式会社
事業場の所在地	姫路市 岡田723番地1
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0641 建築工事業
②事業の規模	127億円(売上 25年度実績)
③従業員数	238人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) ※別紙による		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	瓦礫類
	排出量	2498.38 t
	ガラス陶磁器屑	331.27 t
(これまでに実施した取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物を現地での分別を行なってきました。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	瓦礫類
	排出量	2448 t
	ガラス陶磁器屑	325 t
(今後実施する予定の取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物量を抑制していきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体後に再生可能材料と成り得る廃棄物を分別を行ってきました。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体しながら、再生可能材料と成り得る廃棄物を取り除いていきます。	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ※別紙による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ
	排 出 量	624.19 t	15.7 t
	(これまでに実施した取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物を現地での分別を行なってきました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ
	排 出 量	611 t	15 t
	(今後実施する予定の取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物量を抑制していきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体後に再生可能材料と成り得る廃棄物を分別を行ってきました。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体しながら、再生可能材料と成り得る廃棄物を取り除いていきます。		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ※別紙による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙屑	金属屑
	排 出 量	0.67 t	0.55 t
	(これまでに実施した取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物を現地での分別を行なってきました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙屑	金属屑
	排 出 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物量を抑制していきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体後に再生可能材料と成り得る廃棄物を分別を行ってきました。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体しながら、再生可能材料と成り得る廃棄物を取り除いていきます。		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ※別紙による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維屑	混合廃棄物
	排 出 量	22.95 t	375.52 t
	(これまでに実施した取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物を現地での分別を行なってきました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維屑	混合廃棄物
	排 出 量	22 t	368 t
	(今後実施する予定の取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物量を抑制していきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体後に再生可能材料と成り得る廃棄物を分別を行ってきました。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体しながら、再生可能材料と成り得る廃棄物を取り除いていきます。		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ※別紙による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	
	排 出 量	47.15 t	
	(これまでに実施した取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物を現地での分別を行なってきました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	
	排 出 量	46 t	
	(今後実施する予定の取組) 再生可能材料と、再資源化が可能な廃棄物量を抑制していきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体後に再生可能材料と成り得る廃棄物を分別を行ってきました。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体しながら、再生可能材料と成り得る廃棄物を取り除いていきます。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

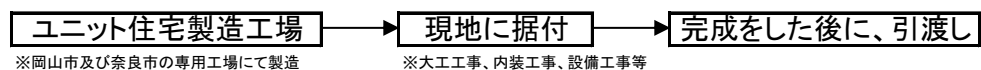
1. 会社の概要

- (1) 会社名
セキスイハイム山陽株式会社
- (2) 資本金
1億円
- (3) 従業員数
238 人

2. 当該事業場において現に行なっている事業の概要

- (1) 従業員数
238 人
- (2) 住宅新築工事 売上額
127 億円 /年
- (3) 建設概要
当社は営業拠点を姫路市に置き、鉄骨系及び木造系住宅建築を主に行なっている。
その他、リフォーム工事も行なっている。
346 棟 /年

(4) 工事フローシート



(5) 現場の状況、廃棄物保管場所の状況 別紙参照

(6) 事業展望

建築基準法の改正等により、住宅着工件数が落ち込んでいる状況にあり、
当事業所も影響を多少うけている。
工場生産ユニット住宅の特性を生かし、現状以上の住宅建築を見込んでいる。

(7) 廃棄物フローチャート 別紙参照

(8) 廃棄物フローチャート

担当者 : セキスイハイム山陽株式会社

技術統括部 住宅建設部 工事 世良 久宣

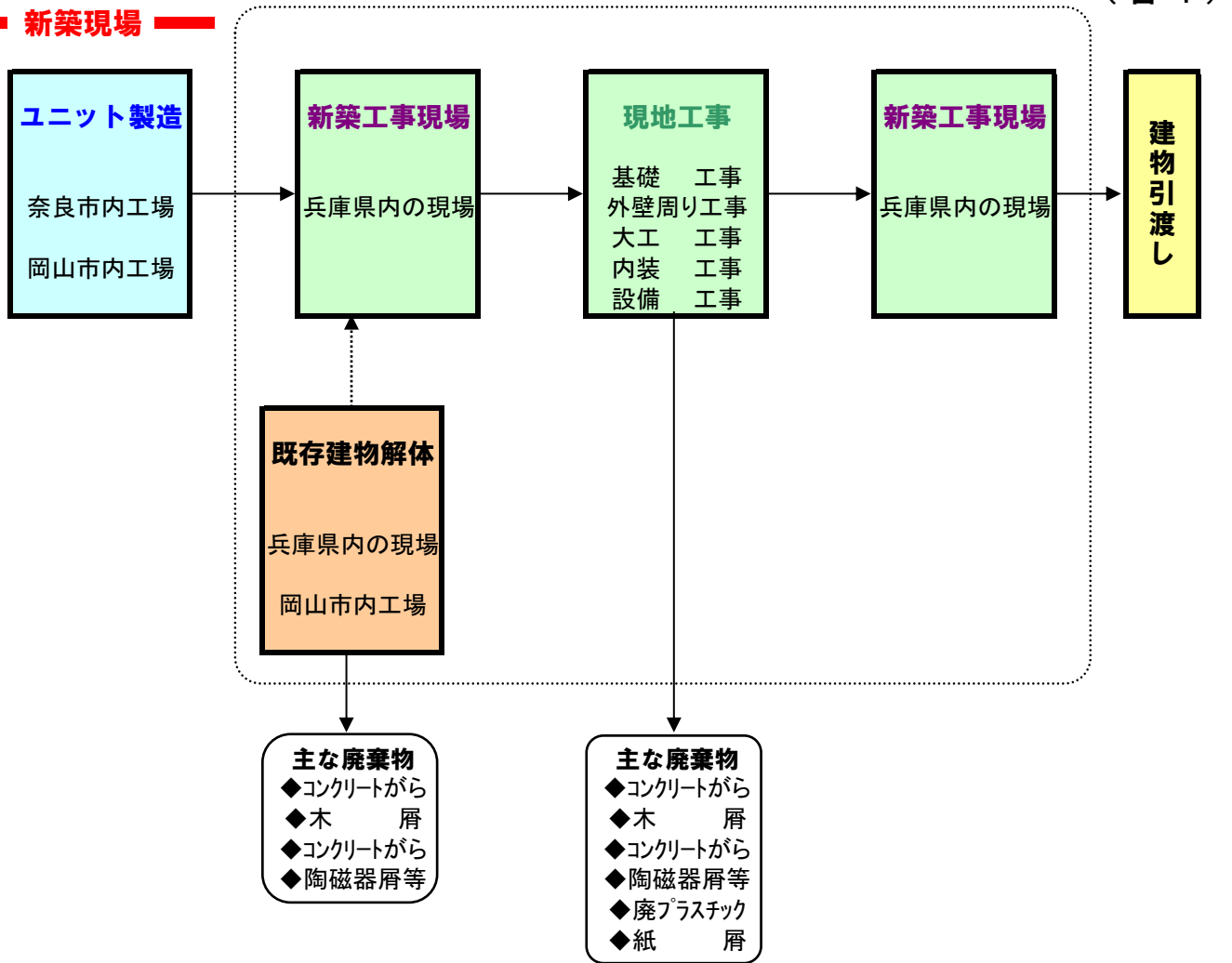
電話番号: (079) 299-6664 (直通)

3. 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日まで

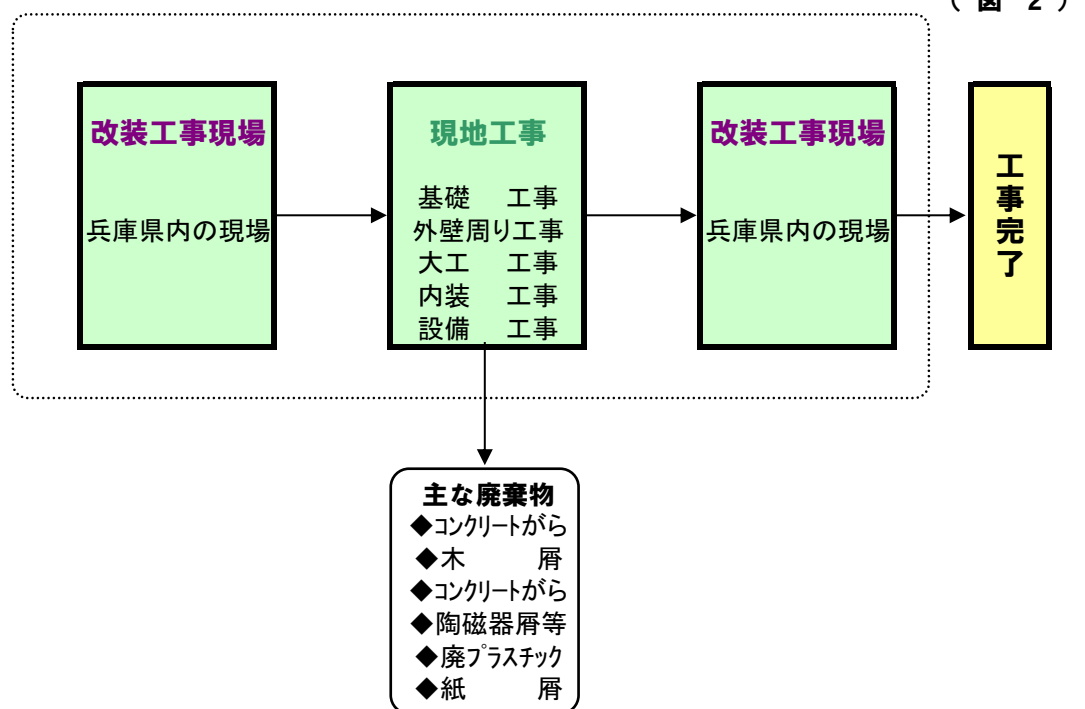
工事フローチャート

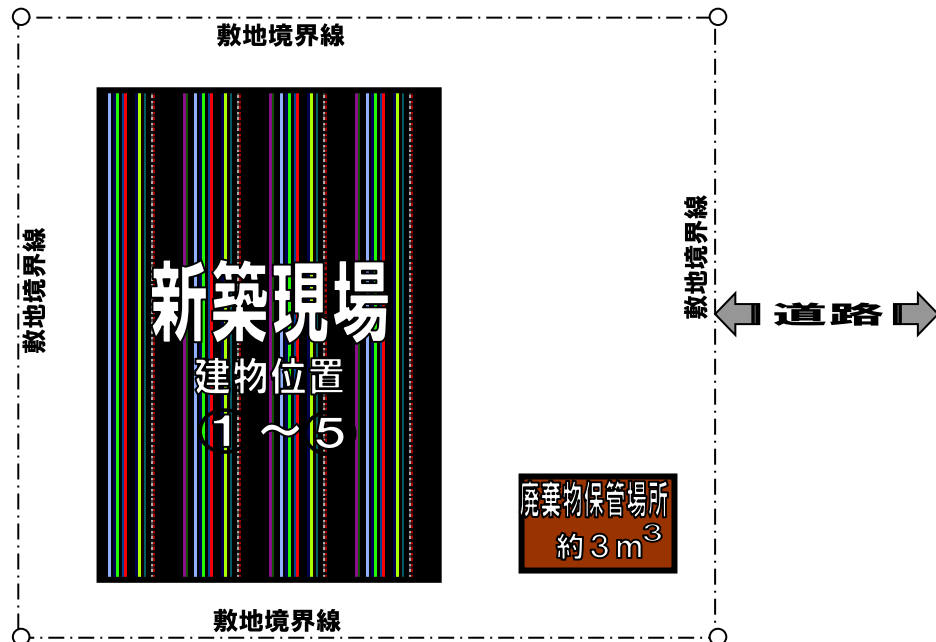
新築現場



改装現場

(手直し工事を含む)





概略工程

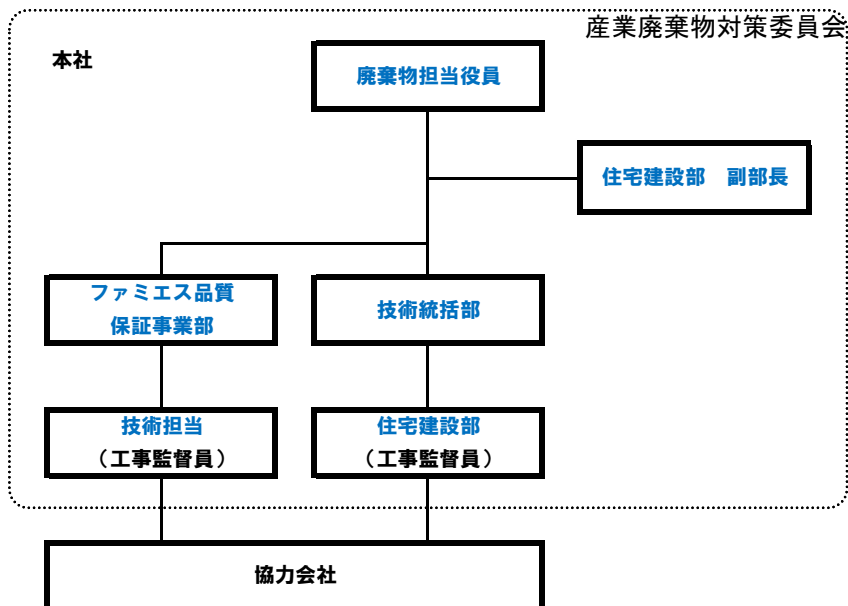
- | | |
|----------|----|
| ① 基礎工事 | 工程 |
| ② 内装工事 | 工程 |
| ③ 外壁周り工事 | 工程 |
| ④ 内装工事 | 工程 |
| ⑤ 設備工事 | 工程 |

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	セキスイハイム山陽株式会社 技術統括部 取締役部長 川上 保
廃棄物担当者	建設部(新築部門) 住宅建設部 副部長 ファミエ品質統括部(リフォーム部門) 工事監督員(廃棄物担当) ISO管理責任者(会社全般) 工事課 係長
役割	<p>環境管理委員会</p> <p>● 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生の抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項の検討、実施を行なう。</p> <p>・ 委員長 — 技術統括部 取締役部長 ・ 事務局 — 住宅建設部 副部長 ・ 委員 — 住宅建設部 係長、ファミエ品質統括部 工事監督員(廃棄物担当)</p>
	<p>廃棄物処理統括責任者</p> <p>● 廃棄物処理方針の策定 ● 現場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ● 現場の廃棄物管理規定の策定・改廃、承認作業</p>
	<p>廃棄物処理各部担当者</p> <p>● 廃棄物処理計画の作成 ● 廃棄物処理の管理状況の把握と改善策の検討 ● 廃棄物処理の現場管理状況の把握と、維持管理状況の把握 ● 廃棄物処理の委託契約の作成、締結 ● 廃棄物廃棄物管理表の交付、管理 ● 監督官庁への各種届出、報告 ● 担当部署の社員の教育、啓発 ● その他、関係必要事項</p>
	<p>事務局 (技術統括部 技術課) ISO管理 責任者</p> <p>● 上記事項の管理及び指導・助言</p>

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

① 管理体制の強化(組織)

建設課及びファミエ品質統括部と協力し、産業廃棄物処理に対応する為の横断的な組織編成(産業廃棄物対策委員会)する。

② 管理方法

産業廃棄物管理規定(環境保全手順書)及び廃棄物化回避の為の工事管理について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行なう。

● 管理職 環境管理研修

産業廃棄物対策委員の職員を対象に、現場において発生する産業廃棄物の管理、現場等において発生する産業廃棄物に係る法制度についての大幅な改正が行なわれる毎に研修又は資料の配布を行なう。

● 産業廃棄物 処理基礎研修

全ての従業員・関係者を対象として、産業廃棄物関係法令及び関係官庁の指導方針を周知徹底する為の研修又は資料の配布を行なう。

● 産業廃棄物 担当者実務研修

(4) 情報公開

産業廃棄物処理に関する信頼性を確保する為、廃棄物の発生、分別、再生状況について情報公開に努める。

また、1カ月に発生する産業廃棄物の情報(ゼロエミ月報)を公開し、産業廃棄物処理状況等をこうかいする。

産業廃棄物対策委員会を対象に、年に一度の『現場で発生する産業廃棄物の処理状況、処理委託先の状況』を下見し、理解を深める。